

埼玉県商品包装規程

平成四年七月三日
告示第九百十号

改正 平成 八年 五月二八日告示第九一七号
埼玉県商品包装規程を次のように定める。

埼玉県商品包装規程
(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）第十九条第一項の規定に基づき、商品の適正な包装についての基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、「商品」とは、事業者が消費者に提供する物品であって、消費者が日常生活に用いるためのものをいう。

(適正包装の基準)

第三条 事業者は、商品の包装(消費者に販売する際の包装をいい、容器を用いたものを含む。以下同じ。)について、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 内容物の保護又は品質の保全のため適切に包装すること。
- 二 包装の安全性を確保すること。
- 三 消費者にとって購入しやすい内容量別に包装すること。
- 四 内容物に関する表示又は説明を適切に行うこと。
- 五 包装全体の容積に占めるその内容物以外の空間容積の割合を二十パーセント以下とすること。
ただし、商品の特性等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 六 販売価格に占める包装費の割合を十五パーセント以下とすること。ただし、商品の特性等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 七 詰め合わせ包装（二以上の同種又は異種の商品を同一の包装に詰め合わせたものをいう。）によって販売価格を不当に高く設定し、又は詰め合わせされた個々の商品の購入の機会を妨げないこと。
- 八 包装の二次的使用機能（内容物の保護機能又は品質保全機能を果たした後の使用機能をいう。）を必要以上に強調しないこと。
- 九 その他消費者の商品の適切な選択を妨げないこと。

(包装の減量化等)

第四条 事業者は、包装に係る資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理を図るため、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- 一 包装の減量化
- 二 環境適合性に優れた包装材の使用
- 三 包装材の材質や適切な排出方法の表示

附 則

この告示は、平成五年一月一日から施行する。

附 則(平成八年五月二十八日告示第九百十七号)

この告示は、平成八年五月三十日から施行する。